

上川町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号(以下「法」という。))の規定に基づき、町内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上川町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 法第5条に定める地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第6条 協議会に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 協議会の議決方法は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、会議に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。

6 第1項から前項までの規定にかかわらず、会長が認めるときは第2条の各号に掲げる事項について書

面により委員の意見を徴する方法により協議会を開催することができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の過半数以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって協議会の議決があったものとみなす。

7 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上川町地域魅力創造課に置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬等)

第12条 委員の報酬及び費用弁償は、これを支給しない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(上川町地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 上川町地域公共交通会議設置要綱（平成20年上川町要綱第17号）は、廃止する。